

御調下水道使用料

【御調下水道使用料(税込み: 1 か月使用料)】

汚水排除元の用途	区 分	単位当たり料金
一般家庭	基本料金（1世帯当たり月額）	2,750円
	世帯員割（1人当たり月額）	550円
主に水を使用しない事業所 （一般住宅と分離しているもの）	基本料金（1事業所当たり月額）	2,750円
	換算人員割（換算人員1人当たり月額）	550円
主に水を使用しない事業所 （一般住宅と兼用されているもの）	一般家庭の部で算定した使用料金に、換算人員割により算定した金額を加算する。	
	換算人員割（換算人員1人当たり月額）	550円
振興区等集会所	対象振興区等の世帯数が50世帯未満の場合	1,100円
	対象振興区等の世帯数が50世帯以上100世帯未満の場合	1,375円
	対象振興区等の世帯数が100世帯以上の場合	1,650円
公衆トイレ（市が設置したもの及び公共的団体が設置したものに限り）	1施設当たり	1,100円
上記以外（公共施設を含む）	基本料金 排水量が1か月当たり10m ³ までの分	1,408円
	超過料金 排水量11m ³ ～20m ³ （1m ³ につき）	198.0円
	超過料金 排水量21m ³ ～30m ³ （1m ³ につき）	226.6円
	超過料金 排水量31m ³ ～40m ³ （1m ³ につき）	255.2円
	超過料金 排水量41m ³ 以上 （1m ³ につき）	283.8円

※一般家庭の世帯員割の計算に当たっては、対象世帯の世帯員が6人を超える場合には、当該世帯の世帯員は6人として計算します。

※換算人員とは、従業員数の2分の1をいいます。ただし、従業員数が1人の場合は1人とし、従業員数が3人以上の場合は端数を切り捨てて計算します。

※一般家庭の1か月当たりの使用料金は、住民基本台帳の人数をもとに毎月計算します。

【下水道使用料早見表：一般家庭(税込み:1か月使用料)】

世帯員（人）	使 用 料
1	3,300円
2	3,850円
3	4,400円
4	4,950円
5	5,500円
6人以上	6,050円

【納入方法】

使用料の納入方法は、納付書により上下水道局指定金融機関等の窓口へ直接納めていただく方法と、口座振替により預金口座から自動的に引き落とす方法があります。

振替依頼書は、上下水道局指定金融機関・上下水道局にありますので、記入して金融機関に提出してください。